

国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの皆さまへ

平成30年8月から、70歳以上の皆さまの 高額療養費の上限額が変わります

国民健康保険高齢受給者証の対象となる方

- 70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から75歳になるまで
- ※有効期限が平成30年8月1日からの高齢受給者証は、7月中に郵送いたします。

後期高齢者医療被保険者証の対象となる方

- 75歳以上の方全員
- 65歳以上75歳未満で一定の障害があり、申請することで広域連合の認定を受けた方

※生活保護を受けている方は除く(国民健康保険、後期高齢者医療制度のいずれも)

平成30年8月から、高額療養費の上限額が下記表のとおり変更になります。

平成30年7月31日まで

| 適用区分 | | 外来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) |
|------------|--------------------------------------|--------------|--|
| 現役並み | 課税所得 145万円 以上の方 | 57,600円 | 80,100円+(医療費－ 267,000円)×1% 《多数回 44,400円》 ^{*1} |
| 一般 | 課税所得 145万円 未満の方 | 14,000円 | 44,400円 |
| 住民税 非課税 | II 住民税 非課税世帯 | 8,000円 | 24,600円 |
| | I 住民税 非課税世帯 (年金収入80万円 以下など) | | 15,000円 |

平成30年8月1日から

| 外来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) |
|---|---|
| 現役並み I・II・III | |
| 18,000円 (年間上限) ^{*2} (144,000円) | 57,600円 《 多数回 》 ^{*1} 《 44,400円 》 |
| 8,000円 | 24,600円 |
| | 15,000円 |

※1 過去12か月以内に3回以上、高額療養費の支給があった場合に、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 毎年8月～翌年7月が対象となります。

○平成30年8月から現役並み所得者の所得区分が、課税所得によって3段階に分かれます。

| 所得区分 | | 自己負担限度額(月額) |
|--------------|---|--|
| | | 外来+入院(世帯単位) |
| 現役並み 所得者Ⅲ | 住民税の課税所得(各種控除後)が690万円 以上の被保険者及び同世帯の被保険者。 | 252,600円+(医療費の総額－842,000円)×1% 多数回《140,100円》(注1) |
| 現役並み 所得者Ⅱ | 住民税の課税所得(各種控除後)が380万円 以上の被保険者及び同世帯の被保険者。 | 167,400円+(医療費の総額－558,000円)×1% 多数回《93,000円》(注1) |
| 現役並み 所得者Ⅰ | 住民税の課税所得(各種控除後)が145万円 以上の被保険者及び同世帯の被保険者。 | 80,100円+(医療費の総額－267,000円)×1% 多数回《44,400円》(注1) |

現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの被保険者及び同世帯の被保険者の人は、申請により限度額適用認定証が交付されます。医療機関などで受診される際には、限度額適用認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。1か月に1つの医療機関での窓口負担額が高額になる可能性のある人は、鏡野町役場保健福祉課の窓口で申請を行ってください。

(注1) 過去12か月以内に3回以上、高額療養費の支給があった場合に、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

お問い合わせ先

鏡野町役場保健福祉課 国保係・後期高齢者医療係
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2981